

## 第5章 施策の方向

### 5-1 施策の体系

第3章で示した水循環の変化を踏まえ、第4章の「将来像」を実現するために、必要な施策を体系化します。

#### (1) 三つの柱

健全な水循環の確保に向けた取組みを実践していくため、三つの柱を示します。なお、これらは相互に関連するものです。

**水と人とのかかわりの再構築** 施策展開の基本となる県民一人ひとりの取組みを促す施策を展開します。

**流域を単位とした施策の総合的な展開** 治水・利水・環境保全の単一目的の施策の積み上げではなく、流域単位で全体として目的の達成につながるように、関連施策の横断的な連携を図り、総合的に展開します。

**水管理体制の確立** 産学民官の連携による超学際的な取組みによって、流域全体が一体となった施策を展開します。

#### (2) 施策の方向

水循環の視点から八つの大分類を示します。

**水とのかかわりを深める** 水を通して人がつながり、水と人との良好な関係を築きます。

**水を育む** 自然を守り、自然の力を活用し、豊かな水量と良好な水質を確保します。

**水を大切に使う** 貴重な水を大切に使います。

**水をきれいにする** 水をきれいにすることに取り組みます。

**水辺を豊かにする** 親しみやすい、生き物が育まれる緑豊かな水辺を作ります。

**災害に備える** 水害の少ない流域をつくるとともに、緊急時に備えます。

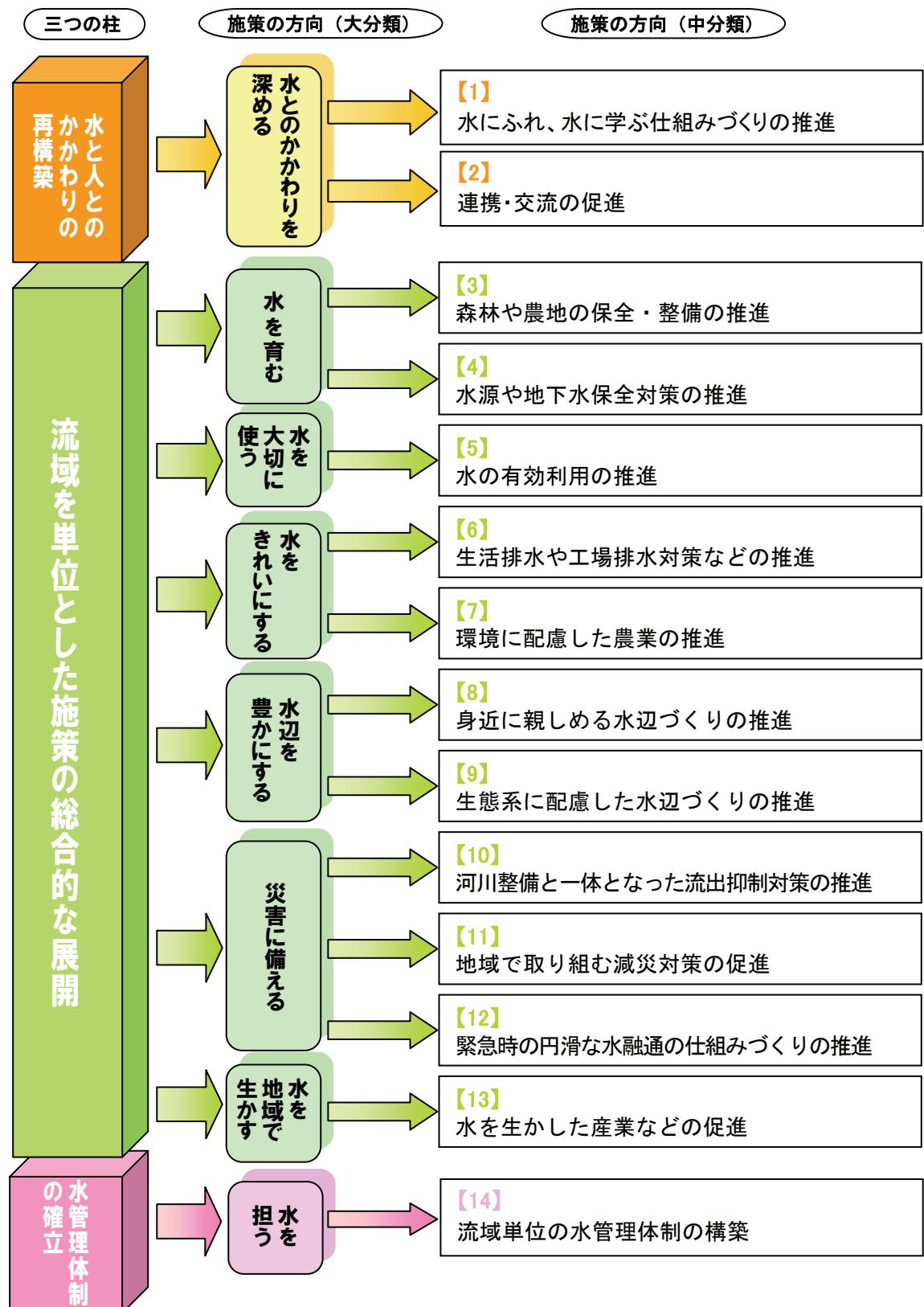
**水を地域で生かす** 地域の水資源の新たな活用に取り組みます。

**水を担う** 分野や領域を超えて多様な知恵を結集し、流域全体で取り組みます。

さらに、八つの大分類のそれぞれを代表し、重点的に進める施策の方向として14の中分類を示します。

また、個別施策間の新たな連携や強化を図った施策の方向（小分類）を22ページ以降に示します。

## 【施策の体系図】



水にかかわる問題は、水循環を通して有機的に関連しています。その解決に当たっては、それぞれの施策が水循環全体にどのような影響を及ぼすかをとらえたうえで、総合的に取り組むことが重要です。このため、「水循環の視点」から見た「施策の方向（中分類）」との関連について、その体系を次に示します。

【施策と水循環の関連表】

水循環の視点	水とのかかわりを深める	水を育む	水を大切に使う	水をきれいにする	水豊かにする	水辺を豊かにする	災害に備える	水を地域で生かす	水を担う
施策の方向（中分類）									
【1】水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
【2】連携・交流の促進	◎	○	○	○	○	○	△	○	○
【3】森林や農地の保全・整備の推進	○	◎		△	△	○	△	○	○
【4】水源や地下水保全対策の推進	○	◎		○	△	△	△	△	○
【5】水の有効利用の推進	○		◎	△	△	△			○
【6】生活排水や工場排水対策などの推進	○		△	◎	○	△	△	○	○
【7】環境に配慮した農業の推進	○		△	◎	○	△	△	○	○
【8】身近に親しめる水辺づくりの推進	○	△			◎	△	○	○	○
【9】生態系に配慮した水辺づくりの推進	○			△	◎	△	○	○	○
【10】河川整備と一体となった流出抑制対策の推進	○	○	△	△	△	◎			○
【11】地域で取り組む減災対策の促進	○					◎			○
【12】緊急時の円滑な水融通の仕組みづくりの推進	○		△			◎			○
【13】水を生かした産業などの促進	○	△			△		◎	○	○
【14】流域単位の水管理体制の構築	○	○	○	○	○	○	○	○	◎

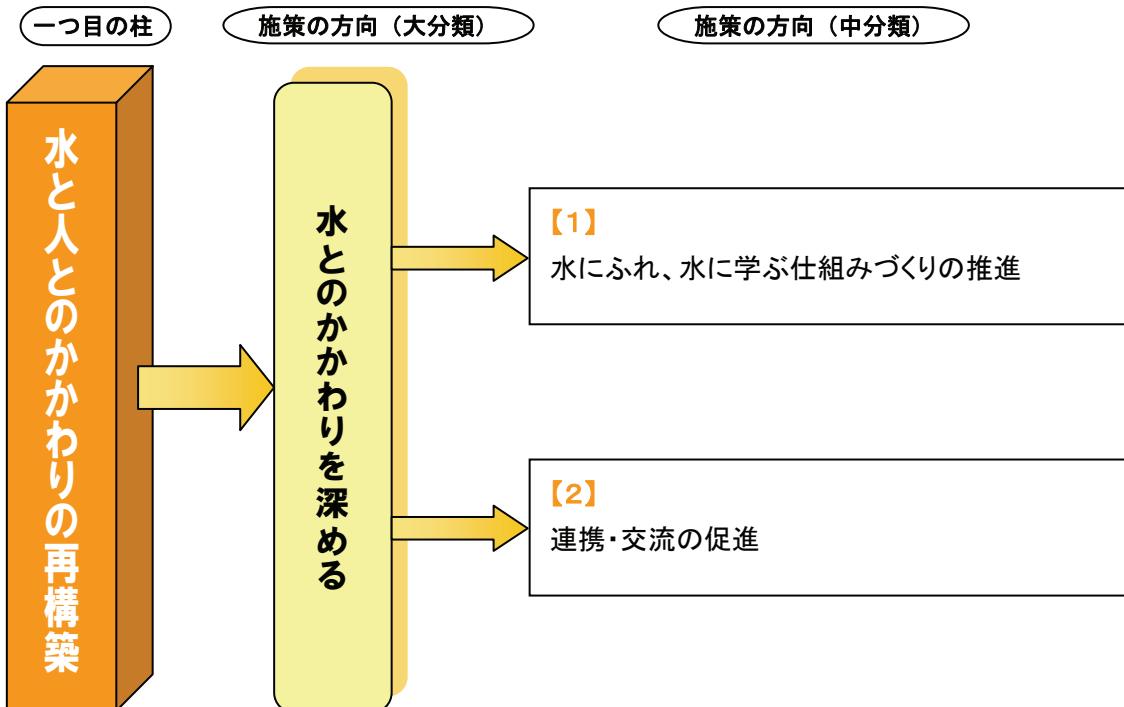
注：○は直接的関係（特に、◎は重点的に進める施策の方向）、△は間接的関係を示す。

## 水と人とのかかわりの再構築

人々は長い歴史の中で、それぞれの地域の水について多くのことを学び、水の恩恵と畏怖を悟り、水とともに生きてきました。

雨のしづくは土に浸透し、長い年月をかけ育まれ一筋の水の流れとなり、やがて河川を潤し大海へと注ぎます。その間に、一度使われた水が下流でまた別の人を使われるなど、水は多くの人々とかかわっていきます。また、第3章で示した「水に対する四つの基本的な考え方」(10ページ参照)を踏まえると、水は県民共有の財産であるとも言えます。

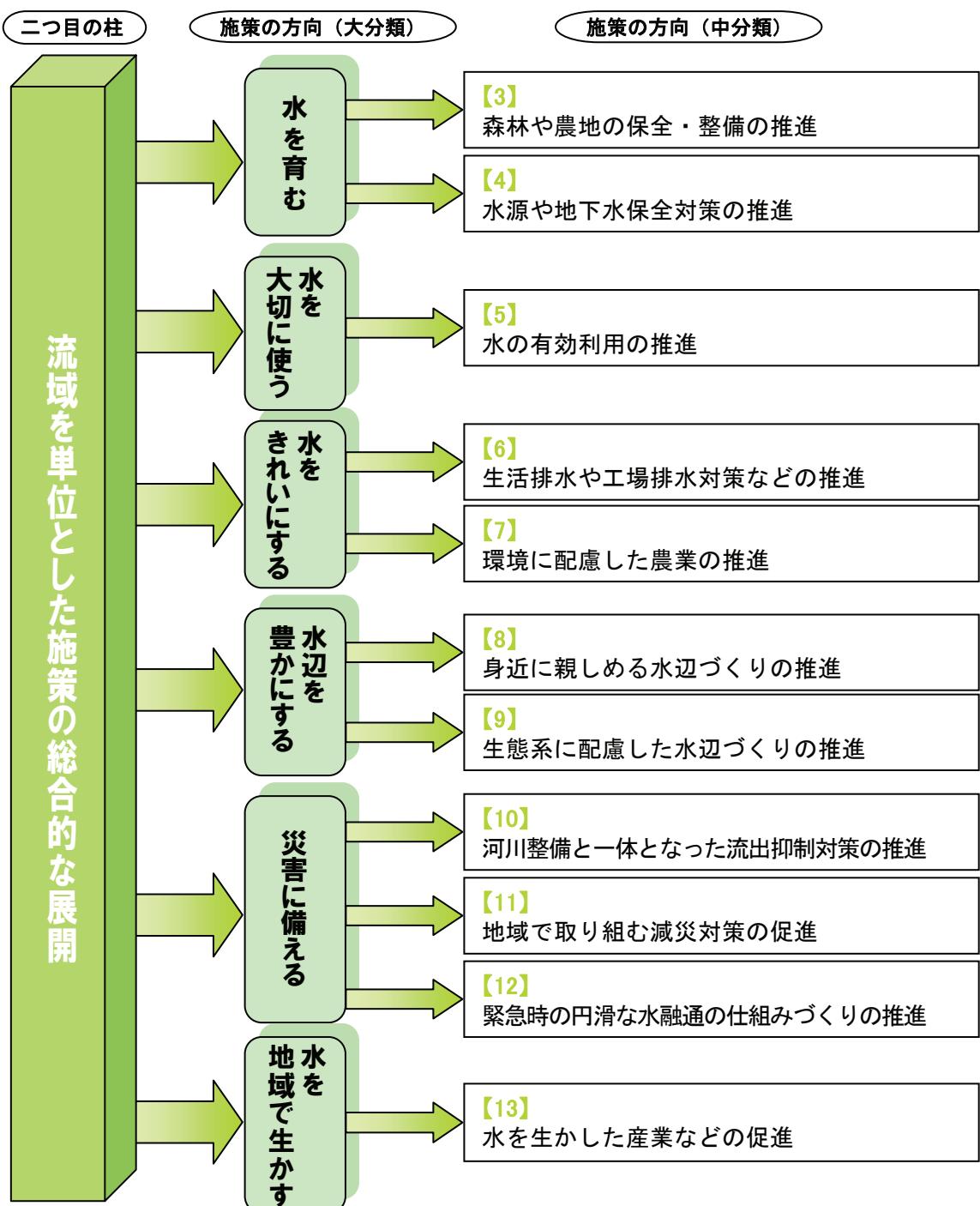
水と人との距離を近づけ、私たちの生活における水のつながりを学ぶことで、水とのかかわりを深め、良好な関係を再構築していきます。



## 流域を単位とした施策の総合的な展開

流域ごとに特徴ある水循環がつくられています。

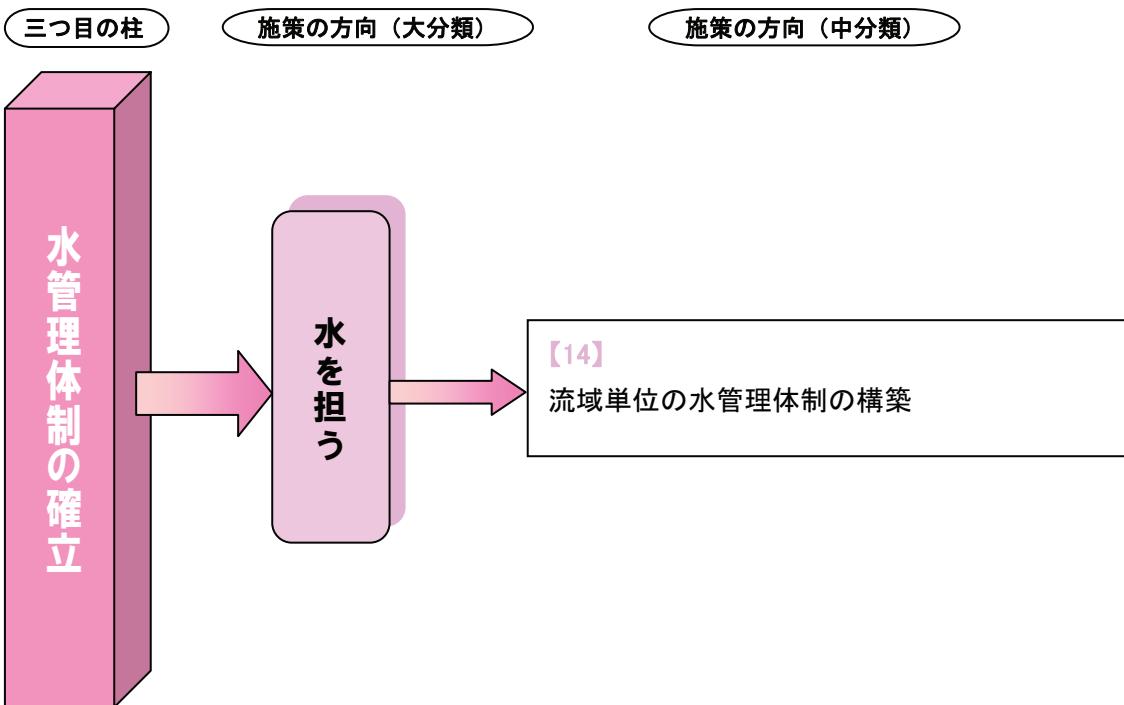
これまでの施策は、その目的によって、行政単位、個別の計画ごとに行われてきましたが、この計画では、森・川・海を一体とした流域を単位として、各施策を総合的に連携させ、流域ごとに健全な水循環を創ります。



## 水管理体制の確立

水循環は多様で複雑であり、各施策の連携及び関係主体間の協力、利害調整や合意形成が必要になります。

様々な主体が水に関する情報を公開し、地域の課題を共有し、解決に向けた基本的な合意を図りながら取組みを進めるため、県民や事業者、教育・研究機関、行政などが分野や領域を越えて多様な知恵を集結し、流域全体が一体となって水を管理する体制を目指します。



## 【1】 水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進

私たちは、水が全ての生命を支える根本的なものであり、暮らしの中で欠くことのできない大切なものであること、森林や農地が水の循環の中で重要な機能を果たしていること、水の循環が生態系の多様性、安定性に関連していることを認識する必要があります。

このため、地域の身近な水環境保全活動への参加を促進したり、学習プログラムを充実させ水に学ぶ機会を提供するなど、学校や地域における水に関する活動の活性化に取り組みます。

### 水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進

#### ①<sup>注</sup> 学校や地域における水に関する活動の活性化

##### ＜水環境保全活動への参加の促進＞

- ・ 日常生活において家族ぐるみで水に関する意識を高め、身近なことから取り組むために、家庭での実践のきっかけづくり、身近な水環境保全活動への参加を促進します。

##### ＜水に学ぶ機会の提供＞

- ・ 継続的な水環境の保全・再生の取組み、地域防災力の向上、節水型社会の形成を実現するために、学校教育の場における学習プログラムを充実させ水環境学習などを推進するとともに、体験学習や川遊びなどが安心してできるよう、地域の団体などと連携した仕組みづくりを推進します。



田んぼの生きもの調査（塩川町）

##### ＜人材の育成、情報の提供、調査研究の実施＞

- ・ これらの活動を支えるため、地元大学等と連携し、指導者の育成、情報の提供など多面的な支援に努めるとともに、調査研究や環境教育などの総合的な環境施策の拠点整備について検討します。

##### ＜新たな水の文化の形成＞

- ・ 水にかかわる地域の伝承などの掘り起こし、歴史的遺産の保存に努めるとともに、これらを地域づくり等へ活用することで、水の価値を再発見し、新たな水の文化の形成を促進します。



十六橋水門（猪苗代町、会津若松市）

注 「①、②」等丸数字は、個別施策間の新たな連携や強化を図った施策の方向（小分類）を示し、「その他施策」は、継続して取り組む施策の方向（小分類）の代表例を示します。

また、<>は、施策の方向（小分類）を説明するための具体的な施策を示します。

## 【2】 連携・交流の促進

水環境保全に関する地域での活動が活発になるとともに、流域内の団体間の連携・交流が求められています。また、水循環に関する意識が高まるにつれ、上流と下流の人々の間に負担と受益の不公平感、上流の開発に起因する洪水や水質汚濁などの上下流問題が顕在化しています。

水循環に関する諸問題を解決するためには、流域を単位として、“産学民官”の様々な主体が連携して相互理解を深めながら、共同体としての意識を持った取組みを進めることが必要です。

このため、様々な主体の相互交流活動の支援、団体や人材などの情報の提供に努めるなど、上下流や地域、流域間の連携・交流を促進します。

### 連携・交流の促進

#### ① 上下流や地域、流域間の連携・交流の促進

##### ＜交流活動の支援＞

- ・ 県内をはじめ、下流県を含めた流域の上流と下流、または流域間において、住民や自治体などが水循環をキーワードとした多様なネットワークづくりを進めるため、交流の機会や場に関する情報の提供など交流活動を支援します。

##### ＜情報の提供＞

- ・ 情報の共有化を図るために、水循環にかかわる情報、各種活動団体や人材に関する情報の収集、蓄積及び一元的な管理を進め、県民が入手しやすく、分かりやすい情報の提供と定期的な更新に努めます。



福島県水環境活動団体交流会

### 【3】 森林や農地の保全・整備の推進

本県の森林・農地は県土面積の約8.2%を占め、食料や木材を生産するほか、水源かん養、災害の防止、生活環境の保全など様々な役割を果たしています。しかし、農山村では過疎化や高齢化の進行により手入れがされないまま放置されている森林や耕作放棄地が増加しており、森林や農業が持つ多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがあります。

そこで、森林や農地の保全を担う過疎・中山間地域の持続的発展を図るとともに、健全な水循環の確保の観点から、これら多面的機能の恩恵を受けている下流域などの住民と上流域の住民が共に森林や農地の保全・整備に取り組むことが必要です。

このため、中山間地域の総合的な振興の取組みを視野に入れながら、流域住民参加による水循環に着目した新たな森林・農地の保全・整備を推進します。

#### 森林や農地の保全・整備の推進

##### ① 水循環に着目した新たな森林・農地の保全・整備

###### ＜流域住民参加型の保全・整備＞

- ・ 森林や農業の多面的機能の十分な発揮を図るため、森林や農地・農業用水などが流域共有の資源であるという意識の醸成を図り、森林及び農地・水・環境の保全や向上のための活動への参加を推進するとともに、流域住民の意見を基に必要な整備を実施します。また、森林の保全・整備については、県民参画の視点で創設された森林環境税※などの活用を図ります。

#### その他の施策

###### ＜担い手の育成・確保＞

- ・ 就業者を支援するなど、担い手の育成・確保を推進します。

###### ＜保全・整備の適正化＞

- ・ 間伐、複層林施業などの適切な森林整備の推進、優良農地や農業水利施設の確保・保全を図ります。

###### ＜中山間地域の総合的な対策＞

- ・ 中山間地域等直接支払制度や農地の流動化等を進めながら遊休農地の発生防止と活用を図ります。



県民参画の森づくり（飯館村）

###### ※森林環境税

水源のかん養、県土の保全など森林の有する公益的機能の発揮を将来にわたって持続的に確保するため、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に要する経費の財源とする県税です。

## ●【4】水源や地下水保全対策の推進

水源や地下水の保全については、これまで、県の「福島県生活環境の保全等に関する条例」や市町村の「水源保全条例」などにより取り組まれてきましたが、水源の周辺の土地利用の変化は、表流水や地下水などの水質の悪化や水量の変化に影響を及ぼすおそれがあります。また、地下水の取水量が増加すると、地下水位の回復力の低下や地盤沈下などが生ずるおそれがあります。

これらを未然に防ぐためには、法令等による規制を始め、飲用水などに利用されている水源、土地所有域を越えて循環している地下水を、県民共有の財産として保全するための取組みが必要です。

このため、水源地における適正な土地利用の誘導などによる水源地域の保全、ガイドラインの作成による地下水の適正な管理などに取り組みます。

### 水源や地下水保全対策の推進

#### ① 水源保全の推進

##### ＜土地利用の誘導＞

- ・ 水源地域を保全するため、汚染物質の排出により環境影響が懸念される施設の立地については、規制を行うなど、水源地域の適正な土地利用の誘導に努めます。また、水源地で生活している人の水環境への配慮を促します。

##### ＜排水者と取水者の連携＞

- ・ 高度浄水を行わなくとも通常の処理で水道水質基準を満足できるような原水を確保するため、水の汚濁発生源となっている関係者への啓発を図るとともに、取水者との間で連携を図る仕組みづくりに努めます。



阿武隈川の源流（西郷村）



赤井嶽弘法水（いわき市）

#### ② 地下水の適正な管理及び保全の推進

##### ＜ガイドラインの策定＞

- ・ 地下水の状況把握に努め、地下水の保全と適正な使用のあり方を示したガイドラインを策定します。

#### ＜情報の公開＞

- 流域の利害関係者が、リスク等の情報を共有し、相互に意思疎通を図りながら地下水汚染対策等を進めていくため、工場や事業場などに対して、地下水の取水量や水質の状況、有害物質の管理状況などの積極的な情報公開を促します。

### ③ 健全な水循環の確保のための土地利用対策の推進

#### ＜水循環アセスメントの実施＞

- 大規模な土地の改変を伴う事業等については、法令に基づく環境影響評価の中で、必要に応じ、水循環の視点でアセスメントが行われていますが、制度の対象とならない事業についても、水循環アセスメントの実施について検討します。

### ④ 雨水の地下浸透の推進

#### ＜雨水浸透施設の整備＞

- 水源となっている河川の流量を維持し、地下水のかん養を図るために、浸透適地において公共施設や住宅の雨水浸透枠や透水性舗装などの整備を推進します。



雨水浸透施設のイメージ

### その他の施策

#### ＜監視体制の充実＞

- 水質事故による水源への有害物質の混入や地下水汚染を防止するため、事故の早期発見と迅速な対応が可能となるような監視体制の充実、工場・事業場に対する監視指導の徹底を図ります。

#### ＜オーバーユース※対策＞

- 自然公園となっている水源地域については、オーバーユースに伴う水質の悪化等の弊害を防止するため、公園利用者に対するマナーの啓発、山岳トイレの整備等、オーバーユース対策を推進します。



尾瀬におけるマナー啓発の状況

---

#### ※オーバーユース

植生の荒廃や地下水の汚染等、自然環境に回復不能な悪影響が生じるような、自然の許容限度を超える過剰な利用のこと。

## 【5】 水の有効利用の推進

先人は貴重な水資源を有効に利用するために、堰やため池を築きました。近年には安定的な取水をするためにダムを築造し、私たちは毎日、安定的に水を使うことができるようになりました。一方、人口の減少傾向や水田面積の減少、水を使わない産業の進展など、水利用形態の変化に伴い、需要量は減少傾向にあります。

しかし、水需給バランスの地域間の不均衡、地下水の過剰揚水による水量減少、水源水質の悪化などにより、新たな水源の確保が必要となることも考えられます。

このため、既存開発水資源を有効利用した未利用水の幅広い分野への活用の検討、意識の啓発による節水や水の再利用などに取り組みます。

### 水の有効利用の推進

#### ① 既存開発水資源の有効利用の推進

##### ＜未利用水の幅広い分野への活用の検討＞

- 既存ダムの未利用の水利権について、その有効利用を図るため、都市用水など他の用途への幅広い活用についての検討を進めます。

##### ＜身近な水路の水量確保の検討＞

- 合理的な水利使用を行うため、日常の河川に必要な流量を明確にし、その管理を行い、身近な水路の水量確保に向けた方策の検討を行います。



小玉ダム（いわき市）

#### ② 節水や水の再利用の促進

##### ＜意識の啓発＞

- 節水や、雨水・下水処理水等の再利用を促進するため、「もったいない」等の意識の啓発に努めます。

無駄なく効率よく水を使うことは、水利用に伴う水環境に対する負荷の減少にもつながります。



雨水の再利用イメージ

(いわき市下水道部提供)

## 【6】 生活排水や工場排水対策などの推進

台所や洗濯、風呂などの日常生活に伴う家庭からの生活排水が、河川や湖沼の水質汚濁の大きな原因となっており、全体の約50%を占めています。また、県全体の下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの施設による汚水処理人口普及率は全国平均を下回っています。

快適な水環境を実現するためには、汚水処理施設の整備が不可欠ですが、県民一人ひとりの水を汚さない取組みや、有害物質の流出防止などの面で、事業者等の理解と協力も必要です。

このため、ハード事業とソフト事業の連携による生活排水や工場排水対策、市街地からの汚濁負荷を削減するための市街地排水の浄化対策の検討などに取り組みます。

### 生活排水や工場排水対策などの推進

#### ① 生活排水や工場排水対策の推進

##### ＜ハード事業とソフト事業の連携＞

- 効果的に水質改善を図るため、流域を単位として、汚水処理施設整備などのハード事業と水質改善のための啓発などソフト事業との連携を図ります。また、県民一人ひとりの水質保全意識を高めるために、分かりやすい新たな水質指標の設定に努めます。

##### ＜情報の公開＞

- 流域の利害関係者が、相互に意思疎通を図りながら水質改善対策を進めていくため、工場や事業場に対して、排水等に関する積極的な情報公開を促します。



下水処理場  
(県中浄化センター)

#### ② 市街地からの汚濁負荷の削減対策の推進

##### ＜市街地排水の浄化対策の検討＞

- 市街地からの汚濁負荷物質の流出を削減するため、市街地排水の効果的な浄化対策の検討を進めるとともに、道路、側溝、調整池、雨水浸透井などの清掃活動を促進します。

### ③ 閉鎖性水域(湖沼など)の水質保全の推進

#### ＜高度処理施設の整備＞

- ・ 水質悪化を未然に防止するため、猪苗代湖や裏磐梯湖沼群における工場や事業場からの窒素・りんに係る排出の規制、及び汚水の高度処理施設の整備促進に加え、それ以外の湖沼やダム貯水池等の閉鎖性水域においても、必要に応じ、高度処理施設の整備を検討します。



猪苗代湖（第4回猪苗代湖・裏磐梯湖沼  
フォトコンテスト最優秀賞作品）

### その他の施策

#### ＜監視体制の充実＞

- ・ 公共用水域の水質保全を図るため、水質の常時監視体制の充実、工場や事業場への監視指導の徹底、廃棄物処理施設への立入検査や不法投棄監視活動などの適正処理対策を進めます。

#### ＜新たな水質問題の対策＞

- ・ 生体に障害や有害な影響を引き起こす化学物質などによる新たな水質問題についても発生源の把握に努め、発生源の自主的な使用抑制を促すなど、発生の抑制対策を促進します。



水質検査  
(福島県環境センター)

## 【7】環境に配慮した農業の推進

農業で使用する化学農薬や化学肥料の一部は、雨や散水により農地から流出し、河川や湖沼の水質悪化の要因の一つとなっています。また、畜産業においては、経営の規模拡大などにより、畜産業に起因する水質汚濁などの環境問題が発生しています。

このため、猪苗代湖流域においては、既に化学農薬や化学肥料の使用量を削減するなど水環境にやさしい農業の取組みが行われています。また、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」に基づく、家畜排せつ物の適正な管理のための積極的な取組みが行われています。

これらの取組みを通じて、持続性の高い農業生産方式の普及啓発による水環境にやさしい農業の推進、家畜排せつ物の適正な管理とたい肥利活用の普及啓発による家畜環境保全対策を一層推進します。

### 環境に配慮した農業の推進

#### ① 水環境にやさしい農業の推進

＜持続性の高い農業生産方式の普及啓発＞

- 農地から水環境に負荷を与える物質の流出を削減するため、猪苗代湖以外の流域においても、水環境にやさしい農業の取組みの点検項目を記した「福島県農業環境規範＜作物の生産版＞」の普及と実践を通じて、持続性の高い農業生産方式の導入を促進します。



側条施肥田植機（猪苗代町）

#### ② 畜産環境保全対策の推進

＜家畜排せつ物の適正な管理とたい肥利活用の普及啓発＞

- 畜産業から水環境に負荷を与える物質の流出を削減するため、畜産環境保全対策への取組みの点検項目を記した「福島県農業環境規範＜家畜の飼養・生産版＞」の普及と実践を通じて、たい肥の生産・供給体制の整備、良質たい肥の生産拡大等、畜産農家から生産される家畜排せつ物由来のたい肥の利用促進を図ります。なお、小規模畜産農家に対しても、家畜排せつ物の適切な管理についての普及啓発を図ります。



たい肥舎

## 【8】 身近に親しめる水辺づくりの推進

都市化による土地の高度利用に伴い、まち中の水路が地中化されたり蓋掛けされるなど、身近な水辺空間が減少しています。また、河川などの近くに周辺の風景と調和がとれていない建築物が建つなど、水辺景観が損なわれている事例が見受けられます。

人々が水による安らぎを感じられるようにするために、川や水路などが本来持っていた人々の日常的な交流や遊び、憩いの場としての機能を確保していく必要があります。また、これらを身近で体感することにより、水や川に対する関心が高まり、ひいては水循環の諸課題に対する自主的な取組みにもつながることが期待されます。

このため、いつでも水面の見える水路の整備により、まち中の水辺を確保するとともに、水辺景観を保全するため、建築や開発行為の規制等について検討します。

### 身近に親しめる水辺づくりの推進

#### ① まち中水路などの水辺の確保

＜いつでも水面の見える水路整備＞

- ・ 水辺としての機能を失ってしまった水路を地域の暮らしや風景に密着した身近な水辺として再生するため、安全性など地域の状況に配慮しながら水が常に流れ水面の見える水路整備を推進します。



生活に密着した水辺（会津若松市）

#### ② 水辺の景観保全、親水性の向上

＜建築や開発行為の規制等の検討＞

- ・ 地域の生活に密着した棚田やため池といった歴史的な水辺景観や、都市部の安らぎの空間としての水辺景観を保全するため、景観を阻害する建築や開発行為に対する規制等について検討するとともに、水辺へ近づくことがふさわしい箇所については、親水性の向上を図ります。

＜ごみ対策＞

- ・ 身近な水辺の景観を保全するため、ごみを捨てない意識の啓発を図るとともに、地域と連携した清掃活動等のごみ対策を推進します。



県下一斉クリーンアップ作戦  
(阿武隈川)

## 【9】 生態系に配慮した水辺づくりの推進

開発などによる水辺の緑地空間や湿地の減少、発電取水による河川の減水区間の発生など人間の営みによる水循環の変化は、生態系に変化を及ぼします。

人間も生態系の一員として、地球上で共存していくためには、生物の生息・生育環境の保全・復元を図っていくことが必要です。

このため、水と緑のつながりのある整備による生き物の生息空間や移動経路などの確保、関係利水者との調整による日常の河川流量の確保などに取り組みます。

### 生態系に配慮した水辺づくりの推進

#### ① 生き物の生息空間や移動経路などの確保

＜水と緑のつながりのある整備＞

- ・ 多様な生き物の生息する場を保全、再生していくため、治水や利水機能との調和を図りながら、河畔林の保全、多自然型の河川や水路づくり、市街地の道路や公園の緑化等により、水と緑の生態的な連続性のある整備を推進します。



ビオトープ  
牛沼（猪苗代町）

#### ② 日常の河川流量の確保

＜関係利水者との調整＞

- ・ 河川の無水区間の解消や渴水時などの流況改善を図るため、ダムや堰などの関係利水者との調整等に努めます。



河畔林の保全  
長瀬川（猪苗代町）

#### その他の施策

＜野生生物の適正な保護管理＞

- ・ 水辺や湿地に生息・生育する野生動植物を保護するため、特定希少野生生物の指定や捕獲の禁止など適正な保護管理を図ります。また、外来生物の対策などについて検討します。

## 【10】 河川整備と一体となった流出抑制対策の推進

河川やダム、遊水地の整備による治水対策を進めてきたことで、災害に対する安全性は向上しています。しかし、気候の変化による局所的な集中豪雨が多発傾向にあり、都市部ではアスファルトなどで地面が被覆されているため雨水が地面にしみ込みにくくなり、雨水が短時間で河川や水路に集中することによる都市型水害が発生しています。

これらの水害を減らすためには、河川やダムなどの治水施設の整備とともに、雨をしみこませる、ためる、ゆっくり流すといった水循環の観点から、流域が本来有する保水機能の回復にも取り組む必要があります。

このため、河川整備とともに、流域全体として雨水の浸透や貯留機能の向上による流出抑制対策を推進します。

### 河川整備と一体となった流出抑制対策の推進

#### ① 流出抑制対策の推進

##### ＜雨水の浸透や貯留機能の向上＞

- 森林や農地、公園緑地の保全・整備、市街地開発等における防災調節池を始めとした公共施設や住宅の貯留・浸透施設設置の誘導、ため池等の既存施設を活用した貯留機能の確保など、様々な主体が連携して雨水の浸透や貯留機能の向上に取り組みます。



雨水浸透施設  
住宅団地「諏訪野」（伊達市）

##### その他の施策

##### ＜治水施設整備の推進＞

- 自然環境に配慮しながら、河川・ダム・下水道（雨水排水）・遊水地など様々な手法を組み合わせた効果的な治水施設の整備を推進します。



ため池  
五百淵（郡山市）

## 【11】地域で取り組む減災対策の促進

洪水により川が氾濫していた土地の都市化などにより、河川整備が追いつかない状況にあります。また、水防（消防）団員の減少や高齢化、地域コミュニティーの衰退により、地域の防災力が低下しています。

異常気象などによる水害から生命や財産を守るために、河川等の整備は必要ですが、完璧な対策はないという意識の下、水害をある程度受忍し被害を最小限に抑える減災の取組みも必要です。

このため、土地利用と治水対策の連携による減災対策、危機管理体制の強化などによる地域防災力の向上に取り組みます。

### 地域で取り組む減災対策の促進

#### ① 土地利用に応じた減災対策の推進

##### ＜土地利用と治水対策の連携＞

- ・ 浸水被害を効果的に軽減するため、土地利用状況に応じた洪水に対する安全度と地域の意向等に合った整備手法を検討します。また、水害の危険性の高い地域に関する情報の普及、高床式建築の奨励など、河川整備状況に応じた土地利用や建築方式を促進し、土地利用と治水対策の連携を図ります。



水防災対策特定河川事業  
阿武隈川（二本松・安達地区）

#### ② 地域防災力の再構築の促進

##### ＜危機管理体制の強化＞

- ・ 地域の防災力を高めるため、水防体制の強化、災害時要援護者の避難誘導体制の充実、関連機関及び住民の防災情報の共有体制の強化、避難の目安となる水位など分かりやすい情報の提供により、危機管理体制の強化を図ります。

##### ＜自主防災意識の啓発＞

- ・ 水害の履歴を掲示するなど災害を日常的に確認できる情報の提供、ハザードマップを活用した避難訓練の実施などにより自主防災意識の啓発を促進します。



福島県水防訓練

## 【12】緊急時の円滑な水融通の仕組みづくりの推進

本県では、渇水発生時の対応として、国・県・市町村が連携した渇水対策組織により、河川の流況、被害状況等の情報収集や水利用の調整協議、給水制限、節水の広報など適切な渇水対策に努めるとともに、地震などの災害への対応については、県地域防災計画に基づいて体制整備を図っています。

これらの緊急時において、より円滑な対応を図るために、現在の対策に加え、水を融通しあう仕組みをあらかじめ整備しておく必要があります。

このため、利水者間の連携強化による緊急時の円滑な水融通体制の構築などに取り組みます。

### 緊急時の円滑な水融通の仕組みづくりの推進

#### ① 緊急時の円滑な水融通体制の構築

##### ＜利水者間の連携強化＞

- ・ 災害発生時の迅速な対応を図るため、異常渇水時における水融通のルールづくり、大規模地震時における水供給の支援についての協定を締結するなど、他県との連携も視野にいれた利水者間の連携強化を促進します。

##### ＜災害に強い施設の整備＞

- ・ 災害時に施設の機能を維持するため、施設の耐震化や緊急連絡管の整備を進めるなど、災害に強い施設の整備を促進します。



中越地震応急給水（福島市水道局）

## 【13】水を生かした産業などの促進

本県には豊かで美しい水により育まれた全国に誇れる景勝地、温泉、名水、湧水などの地域資源、自然豊かな溪流等の釣り場、郷土食・ラーメンや地酒などの食文化、和紙などの伝統工芸品、水にかかる祭りなど、数多くの水に関する文化があります。

このため、水の文化の掘り起こしなどにより地域に対する誇りを醸成するとともに、水資源の観光への活用、小水力発電の検討などによる地域の水資源の新たな活用に取り組みます。

### 水を生かした産業などの促進

#### ① 地域の水資源の観光への活用

##### ＜良好な水環境の活用＞

- ・ 景勝地や温泉などの地域資源、水に関する文化を全国に情報発信するとともに、河川、湖沼などの良好な水辺を探勝するエコツーリズム※の促進、水辺に親しむための遊魚等、良好な水環境を活用します。



裏磐梯（第4回猪苗代湖・裏磐梯湖沼フォトコンテスト入選作品）

#### ② 地域の水資源の新たな活用

##### ＜小水力発電の検討＞

- ・ 身近な水資源の日常生活への活用を促すため、小水力発電など新たな活用について検討します。

##### ＜水のブランド化＞

- ・ 水に関する産業（農林水産業、食品など）の発展を促すため、本県の水のブランド化を図ります。

##### ＜コーディネート機能の充実＞

- ・ 水を生かした新たな産業を創出するため、産学官の連携を橋渡しする民間の人材を活用するなど、コーディネート機能の充実を図ります。



福島県産の水

##### ※エコツーリズム

対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に配慮しながら、それらを体験し学ぶ観光のありかた。

## 【14】流域単位の水管理体制の構築

これまで行われてきた水に関する施策は、法令などの制約もあり、治水、利水、環境保全という個別の目的に応じた行政が主導する各種計画に基づき実施されてきました。一方、水の問題は複雑で多様になり、個別の問題を解決することだけでは、健全な水循環は確保できない状況になってきました。

健全な水循環を確保するためには、施策の連携による各種計画の着実な実施、様々な主体の自主的な取組みの活性化、各主体間の連携は不可欠ですが、これらをより一層効果的に展開するため、流域を単位とする推進体制が必要です。

このため、自立的な運営組織の設置を促進するなど流域単位の水管理体制の確立、県行政組織の新たな体制づくりに取り組みます。

### 流域単位の水管理体制の構築

#### ① 流域単位の水管理体制の確立

##### ＜自立的な運営組織の設置＞

- 流域内の上、中、下流の各地域がそれぞれ抱える課題をお互いが共有し、解決に向けた基本的な合意を図り、取組みを進めるために、県民、事業者、教育・研究機関、行政など様々な主体で構成する自立的な運営組織の設置を促します。

##### ＜各主体の特性の活用＞

- 組織の運営にあたっては、相互の情報の交流、意見交換などの参加と連携を進めることで、多様な主体の特性の活用を促します。

##### ＜身近なところでの情報提供＞

- 行政などの情報の保有主体は、分かりやすい情報提供や身近な場所での公開窓口の整備などに努めます。

#### ② 県行政組織の新たな体制づくり

##### ＜内部組織のあり方の検討＞

- 水に関する総合施策を円滑に推進するための組織のあり方について検討します。

## 5-2 施策と主体間の連携

水にかかわる問題は、各主体が連携して施策に取り組むことが必要です。そこで、施策別に連携して取り組むことが望まれる主体について次に示します。

【施策と各主体の関係表】

施策の方向			産	学	民	行政			
大分類	中分類	小分類 <具体施策>	事業者	教育・研究機関	市民団体	住民	市町村	国	県
水とのかかわりを深める	【1】水にふれ、水に学ぶ仕組みづくりの推進	①学校や地域における水に関する活動の活性化 <水環境保全活動への参加の促進><水に学ぶ機会の提供>など	◎	◎	◎	◎	○	○	◎
	【2】連携・交流の促進	①上下流や地域、流域間の連携・交流の促進 <交流活動の支援><情報の提供>	◎	○	◎	◎	○	○	○
水を育む	【3】森林や農地の保全・整備の推進	①水循環に着目した新たな森林・農地の保全・整備 <流域住民参加型の保全・整備>	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
		②他の施策 <担い手の育成・確保><保全・整備の適正化>など	◎				◎	◎	◎
	【4】水源や地下水保全対策の推進	①水源保全の推進 <土地利用の誘導><排水者と取水者の連携>	◎	○			◎	○	◎
		②地下水の適正な管理及び保全の推進 <ガイドラインの策定><情報の公開>	◎	○		○	◎	○	◎
		③健全な水循環の確保のための土地利用対策の推進 <水循環アセスメントの実施>	◎	○			○	◎	◎
		④雨水の地下浸透の推進 <雨水浸透施設の整備>	◎	○	○	◎	◎	◎	◎
		⑤他の施策 <監視体制の充実><オーバーユース対策>	◎		○	○	◎	◎	◎
水を大切に使う	【5】水の有効利用の推進	①既存開発水資源の有効利用の推進 <未利用水の幅広い分野への活用の検討><身近な水路の水量確保の検討>	○	○	○	○	○	◎	◎
		②節水や水の再利用の促進 <意識の啓発>	◎	○	◎	◎	○	○	○
水をきれいにする	【6】生活排水や工場排水対策などの推進	①生活排水対策や工場排水対策などの推進 <ハード事業とソフト事業の連携><情報の公開>	◎		◎	◎	◎	○	◎
		②市街地からの汚濁負荷の削減対策の推進 <市街地排水の浄化対策の検討>	◎	○	◎	◎	◎	○	◎
		③閉鎖性水域（湖沼など）の水質保全の推進 <高度処理施設の整備>	◎		○	◎	◎	○	◎
		④他の施策 <監視体制の充実><新たな水質問題の対策>	○	○	○		◎	◎	◎

施策の方向			産	学	民	行政			
大分類	中分類	小分類 <具体施策>	事業者	教育・研究機関	市民団体	住民	市町村	国	県
水をきれいにする	【7】環境に配慮した農業の推進	①水環境にやさしい農業の推進 <持続性の高い農業生産方式の普及啓発>	◎	○			○	○	◎
		②畜産環境保全対策の推進 <家畜排せつ物の適正な管理とたい肥利用の普及啓発>	◎	○			○	○	◎
水辺を豊かにする	【8】身近に親しめる水辺づくりの推進	①まち中水路などの水辺の確保 <いつでも水面の見える水路整備>	○	○	○	○	◎		◎
		②水辺の景観保全、親水性の向上 <建築や開発行為の規制等の検討><ごみ対策>	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
	【9】生態系に配慮した水辺づくりの推進	①生き物の生息空間や移動経路などの確保 <水と緑のつながりのある整備>	○	○	○	○	◎	◎	◎
		②日常の河川流量の確保 <関係利水者との調整>	◎	○			○	◎	◎
		その他の施策 <野生生物の適正な保護管理>	○	○	○		○	◎	◎
災害に備える	【10】河川整備と一体となった流出抑制対策の推進	①流出抑制対策の推進 <雨水の浸透や貯留機能の向上>	◎	○		◎	◎	◎	◎
		その他の施策 <治水施設整備の推進>	○	○	○	○	◎	◎	◎
	【11】地域で取り組む減災対策の促進	①土地利用に応じた減災対策の推進 <土地利用と治水対策の連携>	○	○		○	◎	◎	◎
		②地域防災力の再構築の促進 <危機管理体制の強化><自主防災意識の啓発>	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
	【12】緊急時の円滑な水融通の仕組みづくりの推進	①緊急時の円滑な水融通体制の構築 <利水者間の連携強化><災害に強い施設の整備>	◎	○		○	○	○	○
水を地域で生かす	【13】水を生かした産業などの促進	①地域の水資源の観光への活用 <良好な水環境の活用>	◎	○	◎		◎	○	○
		②地域の水資源の新たな活用 <小水力発電の検討><水のブランド化>など	◎	○	◎		◎	○	○
水を担う	【14】流域単位の水管理体制の構築	①流域単位の水管理体制の確立 <自立的な運営組織の設置><各主体の特性の活用>など	◎	○	◎	◎	○	○	○

◎：中心となって取り組む主体

○：関係して取り組む主体

※具体化の段階で変わる場合もあります。